

平成24年度も4億円の財政支援を

今年度も、西条市国保が負担する医療費や後期高齢者支援金、介護納付金の増加が見込まれています。税率を据え置いた場合、5億円以上の財源が不足し、すべてを国保税で賄うためには、3割を超える税率の引上げが必要となります。しかし、高齢者が多いため医療費が高いにもかかわらず、所得水準が低いため国保税収入が少ないなどの構造的な問題や、近年の景気低迷による所得低下など、国保は大変厳しい状況に置かれています。このような諸事情に鑑み、平成24年度につきましては、負担増の緩和措置を講ずるため国民健康保険特別会計に対し、4億円の法定外の繰り出しを行うことにより、国保税率の引上げ率を平均7%に緩和することとしました。

財政健全化に向けてできることを

市においても、特定健診未受診者への訪問勧奨を引き続き実施することに加え、近年医療費が増加しているがん対策に取り組みます。がん検診未受診者へも戸別訪問、受診勧奨を行い、早期発見・早期治療による医療費抑制につなげます。また、ジェネリック（後発）医薬品利用差額通知を実施し、薬剤費の抑制を図るなど、健康増進対策と医療費適正化により国保の財政改善に向け、一層の努力をしていきます。

加入者の皆さんも日ごろからの健康管理に努め、医療費の伸びの抑制にご協力をお願いします。

あなたもできる医療費節約チェックポイント

- 定期的に健康診断を受けていますか？ 健診は病気の早期発見・治療に有効です。
- 一つの病気で複数の医療機関を受診していませんか？ 医療機関ごとに初診料等が請求されるばかりでなく、同じ検査や投薬で体に悪影響を与えることがあります。
- 緊急性がないのに時間外、休日、深夜に受診していませんか？ いわゆるコンビニ受診をすると初診料や再診料が2～9倍となります。
- ジェネリック（後発）医薬品を利用していますか？ ジェネリック医薬品は先発医薬品に比べて3～5割安くなる場合があります。

■平成24年度の国保税率

区分	平成24年度（改正後）			平成23年度（改正前）		
	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
①所得割額（%）	6.9	1.7	1.5	6.4	1.6	1.4
②資産割額（%）	19.0	4.8	5.5	17.6	4.4	5.0
③均等割額（円）	23,000	5,800	6,700	21,600	5,400	6,300
④平等割額（円）	18,600	4,800	3,600	17,600	4,400	3,400
課税限度額（円）	510,000	140,000	120,000	510,000	140,000	120,000

〔医療分：基礎課税分〕〔支援分：後期高齢者支援金等課税分〕

〔介護分：介護納付金課税分（40歳～64歳）…40歳になった月から、65歳となる月の前月まで介護分が課税。〕

- ①所得割額：（平成23年中の合計所得金額－33万円）×上表の税率
- ②資産割額：平成24年度の固定資産税額（土地・家屋分：共有財産を含む）×上表の税率
- ③均等割額：上表の税額×国保加入者数（被保険者数）
- ④平等割額：1世帯につき上表の税額

※低所得者の負担軽減を図るため、世帯主と世帯内の国保加入者の合計所得に応じて、均等割額・平等割額の7割・5割・2割分を減額する制度を設けております。

（ただし、未申告の方は軽減を受けられませんので、申告をお願いします。）

■世帯主に課税

国保税の納税義務者は世帯主の方になります。世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯内に国保の加入者がいる場合は世帯主が納税義務者となります。

■年度途中での国保資格の取得・喪失

年税額は所得割額、資産割額、均等割額及び平等割額の合計額ですが、年度途中での社会保険離脱・加入など国保資格の取得・喪失がある場合は月割課税となります。